

# 都留

# 市議会だより



第132号 平成16年8月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号  
☎(43)1111 郵便番号402-8501

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail [gikai@city.tsuru.yamanashi.jp](mailto:gikai@city.tsuru.yamanashi.jp)



(青藍幼稚園)

## 六月定例会会期日程

6月11日

本会議

(開会)

◎諸報告

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎市長上程議案の説明並びに所信  
表明

◎専決処分報告

◎議案及び請願の委員会付託

◎深桂恩賜県有財産保護組合議会議  
議員の選挙

◎奥山外四恩賜県有財産保護組合  
議会議員の選挙

◎野脇恩賜有財産保護組合議会議  
員の選挙

6月17日  
本会議

◎一般質問

6月21日 総務常任委員会

◎一般質問

6月21日 社会常任委員会

◎一般質問

6月22日 経済建設常任委員会

◎一般質問

6月25日

本会議

◎常任委員長報告

◎議案審議

◎正副議長選挙

◎常任委員会委員及び議会運営委  
員会委員の選任

(閉会)

六月定例会は、六月十一日招集され、会期を二十五日までの五日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例改正案四件、補正予算案五件、人事案件三件、承認十件、その他二件が上程され、原案どおりそれぞれ可決、同意、承認されました。

議会関係としては、請願一件、議員提出意見書案三件が上程され、慎重な審査の結果それぞれ採択・可決されました。

また、上杉実議長、国田正己副議長の辞職に伴い正・副議長の選挙が行われました。

続いて各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任が行われました。

# 市長の所信表明



小林義光市長

上げます。

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げると共に、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、平成十六年六月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席まことにご苦勞様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大な協力とご尽力を賜り厚く御礼申し

内閣府は五月の月例経済報告で、今年一月から三月までの国内総生産GDPにおける

実質経済成長率が、前期比年率で五・六％に達し、引き続き高い水準を維持し個人消費もやや強めの動きとなつていくとの見通しを示し、国民から景気の持続的な回復への期待感が一層高まっております。

しかし、問題はこの景気の回復力が本年度以降どこまで続いて行くのかであり、まだ各種要因をはね返すまでには至っていない、との見方を示す市場関係者も多く、景気の現状を総括する基調判断は「企業部門の改善に広がりが見られ、着実な回復が続けている」との表現で据え置かれ、判断の一段の上方修正は時機尚早と見ております。

景気回復は一部では、確かに底打ちが見られるようになってまいりましたが、その実態は輸出関連分野と首都圏地区に限られており、地方経済は、一部の輸出関連分野と特別な景気対策を講じた地域を除いて、景気の回復感に本格的とは言えない状態にあります。

また、製造業を中心に中国シフトによる国内企業の空洞化が進み、このため税収の落ち込みや、中国経済のハードランディングに対する懸念、さらに原油価格の高騰など、総合的に見た我が国の経済状況は、まだ予断を許さない状

況にあると考えております。

雇用情勢につきましては、三月の完全失業率（季節調整値）が前月比〇・三％減の四・七％と三年ぶりの水準まで低下し、多少改善して来ておりますが、就業者数は六千二百七十九万人と前年同月比で、十三万人の増加にとどまっております。

こうした中、地方自治体には地域の産業、技術、自然環境、文化、歴史など地域の有する資源を、最大限に活用しながら、創意工夫に満ちた地域経済の活性化への支援が求められており、この度その一環として「緊急地域雇用創出特別基金事業」を取り入れ「都留市松くい虫枯損木緊急除去」、「観光施設等整備」、「生活排水処理状況調査」などの諸事業を緊急雇用対策として実施することとし、その補正

予算案を今議会へ提出し、ご審議をお願いしたところであります。

また、政府は現在、地方分権の趣旨に沿った、三位一体改革を推し進めているところであります。本年度を初年度とする三位一体改革は、国の財政再建が優先され、国庫補助負担金一兆三百億円の廃止・削減に対し、税源移譲は六千五百億円にとどまっております。地方交付税だけが実質十二％も削減され、地方財政に大きな打撃を与え、予算編成に重大な支障を及ぼしております。

そのような中、政府は去る四日に閣議決定された、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」の中で、「平成十八年度までに、おおむね三兆円規模の税源移譲を目標とする」ことを明記した一方、「改革の全体像については「秋以降に明らかにする」と先送りされました。

三位一体改革は、地方自治体が地域の総合的な行政主体として、自主的・自立的な判断に基づき、住民の身近な行政を効率的に処理することが出来るよう、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの権限と責任と財源で賄う割合を増やす方向で進められるべきであり、その実現には十分



な権限と税財政基盤の確立なしには不可能であります。

今後国に対し、補助金等の削減が先行することなく、税源移譲と一体となって推進することを、市長会等を通じ、強く求めてまいりたいと考えております。

こうした厳しい状況の中でありませんが、本市の目指すべき三つの地域社会像であります「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互惠・共生社会」の実現のため、五つの行動計画並びに、本年の八つの重点項目に沿った各種施策を、一意専心、市民の皆様との協働により、積極的に展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 市町村合併問題 について

都留市と道志村は、地方自治法及び合併特例法に基づき、法定協議会へ移行するための準備段階といたしまして、合併協定項目の選定、事務事業等の現況調査、将来構想の検討などを協議する任意合併協議会を三月十八日に設置いたしました。

同協議会は、都留市、道志村とも各十五名の委員によって構成され、会長には私が、副会長には、道志村長佐藤卓

司氏がそれぞれ就任し、事務局は都留市三名、道志村二名、山梨県一名の派遣職員による六名体制で、本市、庁舎二階に事務所を開設いたしました。

現在、任意合併協議会内に将来構想調査研究会を立ち上げると共に、山梨県や民間シンクタンクの協力を得ながら、都留市と道志村が合併した場合の将来像を示す「新市将来構想」の作成に取り組んでいくところであります。

また、六月一日に開催された、第二回任意合併協議会におきまして、現時点での合併スケジュールなどが協議され、その中で「将来構想」を七月までに策定し、八月には第一回の住民説明会を開催し、住民の皆様にご理解をいただき、その後法定合併協議会に移行し、来年二月に第二回の住民説明会を開催すると共に、住民意向調査を実施することが確認されたところであります。



いずれにいたしても、地方分権時代にふさわしい個性的で自律的な連帯感あふれる地域社会を実現するため、両市村の将来像をしっかりと見据え、合併に関するあらゆる研究、協議を尽くし、最良の選択ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

## 協働のまちづくり について

人類史的ともいえる劇的な変化の中で、まちづくりや公共サービスの提供は行政のみが行うのではなく、「市民」・「コミュニティ組織」・「NPO」・「ボランティア」・「民間セクター」など、すべての個人や団体が自らの意思で積極的に参加・参画し、協働の理念のもとに、まちづくりを実践することが求められております。

そのため、市民と行政が役割分担や協力関係を見直し、共に考え、共に行動し、共に創る、協働型のまちづくりシステムの構築が喫緊の課題であると考え、これまで団体のための「市民委員会制度」、学校のための「個性を育む学校づくり」、自治会のための「特色ある自治会づくり」、地域のための「協働のまちづくり」などの制度を創設し、市民の参加と参画を促すシステムの

構築に努めてまいりました。

また昨年四月には、市民の手づくりによる「都留市まちづくり市民活動推進条例」が制定されると共に、市民活動を支援するための、まちづくり市民活動支援センターを設置し、新たな市民活動の誕生と活性化に努めているところであります。

「協働のまちづくり」につきましては、お互いに顔の見える範囲に住む人々が、そこに横たわる様々な問題や課題の解決を通して、住み心地の良い、誇りと愛情の持てる地域を創造することを目的に、平成十三年度より東桂地域をモデル地域に定め、協働のまちづくりを推進してきたものであり、地域住民の熱意と行動により大きな成果を上げてまいりました。

この成果を全市的に拡大すべく、去る六月七日、新たに禾生地区において、「禾生地域協働のまちづくり推進会」が設立され、さらに、谷村地区においても、今月下旬に同じく設立されることとなっております。

市といたしましても、まちづくり市民活動支援センターを中核施設として、各々の地域のコミュニティセンターや中央公民館等を開放すると共に、本年度は協働のまちづく

りの推進に対し、相談や助言、また、その活動をサポートする「協働のまちづくりコーディネーター」を地区ごとに、新たに委嘱し、さらなる市民活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

## 介護保険事業 について

老人福祉と老人医療に分かれていた、高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用しやすく公平で効率的な社会的支援システムとしてスタートした介護保険制度も、昨年四月から新たな保険料に改正され、第二期の事業運営が開始され、一年が経過したところであります。

これにより本市の要介護認定者数は三月末現在で、第二期介護保険事業計画において想定した、七百七十八人を百五十人上回る九百二十八人となり、また、サービス利用者も、同じく想定された六百三十一人を百十八人上回る七百四十九人となっております。

これは、サービス提供事業者の充実と共に、介護保険制度の趣旨の周知、浸透による介護サービスの受給に対する抵抗感が、徐々に払拭されて来たことによるものと考えられます。

介護サービスの提供の状況

につきましては、特別養護老人ホーム「回生荘」が昨年五月にオープンし、特養施設入所待機者のうち優先入所対象者が順次入所したため、施設サービス利用者は、事業計画を上回る利用となっております。

また、同施設に併設された短期入所、通所介護、グループホームについてもサービスの提供が開始され、さらに本年、宝地区に「かがやき」、禾生地区に「ツクイ」の通所介護施設がオープンするなど、在宅サービスの供給量についても着実な拡大が図られているところであります。

なお、低所得利用者に対する利用料軽減措置に関しましては、昨年度国におきまして、本人負担率が三％から六％へ引き上げられましたが、本市においては経過措置として、既に利用されている方に対しては、従前のままの負担率で変わりなく利用できるよう配慮しているところであります。

さらに、本年度から、対象者の条件が厳しく改正されることとなり、従前は住民税世帯非課税者であれば対象となりましたが、住民税世帯非課税者であっても、一定以上の収入がある場合は対象外とされました。

そこで、介護保険事業の安

定的な運営を図るため、サービス利用料の負担能力のある方には、制度に沿った負担をいただくと共に、真に助成が必要な方には、厳しい財政状況ではありますが利用料の軽減を引き続き実施していきたいと考えております。

なお、国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減が十分でないと考えられることから、国の制度について財政措置を含め、総合的かつ統一的な対策を講じるよう市長会等を通じ、要望してまいりたいと考えております。

## 都留文科大学 について

三月議会で申し上げました、既存学科の見直しの一環であります比較文化学科の定員九十名から百名への定員増につきましては、本年四月に文部科学省への届出を行い、届出が無事受理されたところであります。

これに伴い、都留文科大学の定員は五学科五百五十名となり、来年度の入試より、新たな定員による募集を実施することといたしております。

なお、新学科・新学部及び定員増についての取り組みにつきましましては、平成十五年度に大学設置基準の改正により、



桃林軒

文学・教育関係に加え、新たに社会学・社会福祉学関係の専任教員数の項目が設けられたため、経営コストなどを含め更なる調査検討が必要となりました。

このため、大学企画委員会において、新たに社会学系学部を設置した大学などの情報分析を、鋭意進めているところであります。

## 桃林軒について

俳句を風雅の世界へと導き、日本人の精神文化を代表するものにまで高めたと言われる俳聖、松尾芭蕉は、天和二年十二月の江戸の大火により、深川の庵を焼け出され、谷村藩主秋元家の家老で芭蕉翁の弟子であった、高山伝右衛門(俳号麿時)の招きで谷村に來峽

し、約半年間、高山家の離れ「桃林軒」に逗留し、心の赴くままに城下を逍遙したと言われております。

「桃林軒」の再建は、このような歴史的考証のもとに平成十一年二月、市民の発案により「桃林軒再建委員会」が設立され、市民の事業として募金活動から建設に至るまで、一貫して市民の手により進められ、去る五月二十六日に落成式を挙行了したところであり

ます。この度、再建委員会から本市に対し「桃林軒」の寄付を受けましたので、今後は、まると博物館事業の「まちかど博物館」の一つに位置づけ、俳句や茶道・華道や書道などの地域文化の振興や生涯学習の場として、また、市民や来訪者のコミュニケーションの場として提供すると共に、観光施設としても幅広く活用を図ってまいりたいと考えております。

## スポーツの振興 について

ラジオ体操の歴史は、昭和三年に当時の通信省簡易保険局を中心に「旧ラジオ体操第一」として制定され、同年からラジオ放送が開始され今年で七十六年を迎える、いつでも、どこでも、誰でもが、出

来る国民に最も親しまれている健康体操であります。

本市では、市制五十周年特別事業の一つとして「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を、七月三十日に都留文科大学グラウンドを会場に開催することとなりました。

この記念行事を開催するにあたり、体育協会、自治会連合会、青少年育成会連合会、体育指導委員会など、市内各種団体からなる準備委員会を五月二十五日に設立し、広報活動や運営全般について、準備を進めているところであり

ます。地域や職場、また学校で、そして家庭で愛されているこのラジオ体操に幼児から高齢者まで、一人でも多くの市民の皆様に参加していただき、都留市民のはつらつとした元気な様子を全国に発信してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、青少年の健全な育成と明るいまちづくりを目的に、宝くじスポーツフェア「ドリムベースポール」名球会、OBクラブがやって来るにつ

きましては、九月二十五日・二十六日の両日、うぐいすホールと楽山球場において開催いたします。

野球振興会(OBクラブ)を中心としたメンバーによる地元チームとの親善試合や野球関係者の指導者クリニックなどを開催いたしますが、ラジオ体操と同じく多くの市民の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

## ミュージアム都留の 企画展について

都留市制五十周年記念「都留市誕生五十年の歩み」は、都留市誕生から現在までの人々の暮らしの移り変わりや歴史を紹介し、当時を知る皆様から懐かしさと郷愁を感じられると、大変好評をいただいたところであります。

また、六月二日から市民の手により開催いたしております、「能装束展・女性達の装束」では、南北朝時代から室町時代に掛けて成立した歌と踊りの芸能で、我が国を代表する伝統芸能の一つである「能」で、使われている最高の染色技術を駆使した織物である能装束の数々を展示しております。

「能装束」はその着装の仕方によって、人物の役割位・性別・職業などを表しており、今回の企画展では特に「女性達の装束」に着目し、「面や帯」「冠りもの」の展示を行い、能の美を映し出す華麗でしかも

優雅な衣装を通して、日本の素晴らしい伝統文化を、多くの皆様に鑑賞していただきたくと考えております。

## 国際交流について

本市が、アメリカ・ヘンダーソンビル市と一九八三年に、姉妹都市の締結を行ってから昨年で早くも二十周年を迎えました。

この間、両市の友好委員会の皆様や多くの市民のご理解とご協力により、公式訪問団をはじめ、ちびっこ海外使節団、高校生の短期・長期に渡る交流事業など、幅広い緊密な交流が図られ、両市の間で築き上げられた信頼と友情関係は、他の姉妹都市交流を行っている自治体からも、大変

高い評価をいただいております。皆様のこれまでのご努力に對し敬意を表すると共に、名譽に思ふ次第であります。

昨年、二十周年を記念し、公式訪問する予定でありましたが、SARS問題やイラク情勢等により延期となっております。

この度、新たな計画を立て五月十九日から二十七日までの九日間、公式訪問団を結成し、ヘンダーソンビル市を訪問することになり、私もその一員として参加させていただき親善と交流の輪を広げてまいりました。

今回の訪問では、両市の友好委員会首脳会議(サミット)で、過去二十一年の経過を振り返り、「両市共、当初から関わってきたメンバーは高齢化しているが、新しい若いメンバーも多く加わってきており、三世代の交流へと発展し、組織としてもまた、交流の実績からも年々充実してきている」との共通認識の中、今後の交流について活発な話し合いがなされ、桂高校とヘンダーソンビル・ビーチ両高校との交流及びチビッコ使節団の派遣交流について確認すると共に、両市の公式訪問については高校間の交流が、二年連続することから今後は三年に一度の交流とし、この間の各種の交

流について、さらに検討していくことが確認されたところでもあります。

また、記念式典の中で、プレセン、テネシー州知事から「都留市・ヘンダーソンビル市、両市民が成し遂げた非常に価値ある友好の礎に對し、賞賛し、この二つとない都留市とヘンダーソンビル市のパートナーシップは、世界中の町と町の最も素晴らしい市民交流の見本とされるものであることを称えます。また、これらのパートナーシップは相互の信頼、尊敬、そしてお互いの文化に對する理解を育み数え切れない利益をもたらし

続けてきました。

重ねてこの成果をもたらした両市の個人、組織の皆さんのご労苦そして献身に對しての賞賛を送らせていただきます」とのメッセージを、いただいたところであります。

平成十八年には、ヘンダーソンビル市から公式訪問団が都留市を訪れることになりました。

本市の友好委員会を中心に、受け入れ準備に万全を期し、今後も両市民の友好の絆を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 傍聴へのお願い

市議会の様子を知るには、なんといっても議会を傍聴することが一番です。あなたも議会を傍聴して見ませんか。傍聴は、本会議の当日に所定の受付簿に住所・氏名などを記入するだけでできます。

次回の定例会は九月に行われます。

あなたの選んだ議員が、あなたの立場に立って活躍している姿をごらんください。詳しくは議会事務局まで。



議会事務局 四三一・二二二(内線三〇〇・三〇一)

# 議案議決結果

## 市長提出

### 6月定例会

承第3号	専決処分の承認を求める件（都留市職員給与条例中改正の件）	6月11日	承認
承第4号	専決処分の承認を求める件（都留市税条例中改正の件）	6月11日	承認
承第5号	専決処分の承認を求める件 （都留市国民健康保険税条例中改正の件）	6月11日	承認
承第6号	専決処分の承認を求める件 （都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件）	6月11日	承認
承第7号	専決処分の承認を求める件 （平成15年度山梨県都留市一般会計補正予算（第8号））	6月11日	承認
承第8号	専決処分の承認を求める件 （平成15年度山梨県都留市都留文科大学 特別会計補正予算（第4号））	6月11日	承認
承第9号	専決処分の承認を求める件 （平成15年度山梨県都留市国民健康保険事業 特別会計補正予算（第3号））	6月11日	承認
承第10号	専決処分の承認を求める件 （平成15年度山梨県都留市簡易水道事業 特別会計補正予算（第2号））	6月11日	承認
承第11号	専決処分の承認を求める件 （平成15年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業 特別会計補正予算（第1号））	6月11日	承認
承第12号	専決処分の承認を求める件 （平成15年度山梨県都留市下水道事業 特別会計補正予算（第5号））	6月11日	承認
議第42号	都留市ふるさと会館条例中改正の件	6月25日	可決
議第43号	都留市国民健康保険税条例中改正の件	6月25日	可決

議第 4 4 号	都留市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例中改正の件	6月25日	可決
議第 4 5 号	市道の路線の認定の件	6月25日	認定
議第 4 6 号	平成16年度山梨県都留市一般会計補正予算（第1号）	6月25日	可決
議第 4 7 号	平成16年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算（第1号）	6月25日	可決
議第 4 8 号	平成16年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算（第1号）	6月25日	可決
議第 4 9 号	平成16年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月25日	可決
議第 5 0 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	6月11日	同意
議第 5 1 号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	6月11日	同意
議第 5 2 号	都留市印鑑条例中改正の件	6月25日	可決
議第 5 3 号	指定管理者の指定の件	6月25日	可決
議第 5 4 号	平成16年度山梨県都留市一般会計補正予算(第2号)	6月25日	可決
議第 5 5 号	監査委員の選任について同意を求める件	6月25日	同意

## 議 員 提 出

議員提出意見書案第 3 号	義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等 及び水準の維持向上を図るための意見書	6月25日	可決
議員提出意見書案第 4 号	「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備 事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の 延長に関する意見書	6月25日	可決
議員提出意見書案第 5 号	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現 を求める意見書	6月25日	可決

## 請 願 の 審 査 結 果

### 平成16年請願第2号（採択）

義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び

水準の維持向上を図るための請願

請 願 者

山梨県南都留郡富士河口湖町船津 3 7 7 4

山梨県南都留地区 P T A 協 議 会

会 長 中 村 一 信 ほか

# 議長に近藤明忠氏 副議長に梶原清氏

六月二十五日の本会議において、上杉実議長から辞職願が提出され、これに伴い議長の選挙が行われました。

その結果、議長に近藤明忠議員が当選いたしました。続いて、国田正己副議長から辞職願が提出され、これに伴い副議長の選挙が行われました。その結果、副議長に梶原清議員が当選いたしました。

## 正・副議長就任ありさつ

市民の皆様には、日頃より当市議会にたいしまして、ご理解、ご協力を賜りまして心から感謝申し上げます。

私たちは、去る六月二十五日の六月定例会におきまして、議長及び副議長に選出され就任いたしました。まことに身に余る光栄と深く感謝いたしますとともに、その責任の重大さを痛感いたしております。

ご承知のとおり、今や我が国の経済は、長期停滞を脱し、新たな飛躍の段階を迎えつつあります。

現在、当市の財政状況は、国による三位一体の改革に伴い、地方交付税や補助金の削減、税収の落ち込みにより財政環境が悪化している中、少子高齢社会への対応、都市基盤の整備、教育文化水準の向上、産業振興、また、都留市と道志村の合併協議等、多くの重要課題が山積しております。これらに的確に対応するには、より効率的な行財政運営が求められることはいうまでもなく、自治体の機能とチェックとしての議会の果たす役割も一段と重要なものとなっております。

私ども市議会は議決機関としての職務を認識し、皆様のご期待に応えるべく、市民福祉の向上に全力を傾注してまいります。今後とも市民の皆様方の、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさついたします。



梶原 清副議長



近藤 明忠議長

### 常任委員会・議会運営委員会

平成十六年六月二十五日改選

六月の定例会で新委員の選出が行われ、常任委員会・議会運営委員会の委員が決まりました。

#### 総務常任委員会 (七人)

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 小倉 康生 |
| 副委員長 | 堀口 良昭 |
| 委員   | 米山 博光 |
| 〃    | 小俣 義之 |
| 〃    | 藤江 厚夫 |
| 〃    | 熊坂栄太郎 |
| 〃    | 水岸富美男 |

#### 経済・建設 常任委員会 (八人)

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 国田 正己 |
| 副委員長 | 谷垣 喜一 |
| 委員   | 上杉 実  |
| 〃    | 郷田 至  |
| 〃    | 近藤 明忠 |
| 〃    | 小林 歳男 |
| 〃    | 杉本 光男 |
| 〃    | 杉山 肇  |

#### 社会常任委員会 (七人)

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 武藤 朝雄 |
| 副委員長 | 内藤 季行 |
| 委員   | 小林 義孝 |
| 〃    | 谷内 秀春 |
| 〃    | 小俣 武  |
| 〃    | 奥秋くに子 |
| 〃    | 梶原 清  |

#### 議会運営委員会 (七人)

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 奥秋くに子 |
| 副委員長 | 郷田 至  |
| 委員   | 谷内 秀春 |
| 〃    | 米山 博光 |
| 〃    | 小俣 義之 |
| 〃    | 武藤 朝雄 |
| 〃    | 内藤 季行 |

# 一般質問

六月十七日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



谷垣 喜一 議員  
 杉山 肇 議員  
 小林 義孝 議員

谷垣 喜一 議員

○介護について

○文化芸術振興条例

○学校教育について

## 介護について

**問** 一点目は、いきいきプラザ都留にて社会福祉協議会が実施していますデイサービスの実態についてお伺いいたします。

高齢社会のなか、本市におきましてもデイサービスを利用する方が増えていると思われると思います。

現在の支援要員の人数と利用している方の人数をお聞かせください。

二点目は、介護予防について

お伺いいたします。

いま、介護が必要だと認定された高齢者は、二〇〇〇年四月からの四年間で七十二%も急増しており、このままの伸びが続くと二十年后には約八百万人にもふくらみ、高齢者の四人に一人が介護を受ける状態になると見込まれております。介護にかかる費用も二十年后には四倍にも拡大してまいります。

介護保険事業費の抑制にもつながる、本市における介護予防の取り組みについてお聞かせ下さい。

**答**

急激な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が急速に増大する一方で、介護する人の高齢化や核家族化が進む中、介護を社会全体で支える制度として、平成十二年度にスタートした介護保険制度は

今年で五年目を迎えております。

本市においては、第二期介護保険事業計画に基づき「要介護高齢者自立支援」を基本理念に、「元気で長生き」「介護予防の重視」「在宅介護支援」「人格の尊重」の四点を柱に介護保険制度を推進しております。

ご質問の都留市社会福祉協議会が実施しているデイサービスの実態についてですが、デイサービスセンター「都留市社会福祉協議会」は平成十二年四月より開始された介護保険事業において、通所介護事業（デイサービス）への民間事業所の進出が危惧されたことから、サービス利用者の需要に応えるため、また、市内における通所介護事業所の中核的役割を果たすことを目的に開設されたものであります。

定員については開設時二十名でありましたが、開設早々から利用を希望する要介護者が定員を上回ったため三十名に増員し、現在に至っております。

施設における支援員は、常勤である生活相談員一名、看護師一名、臨時的雇用を含む介護員九名の計十一名でサー

## 新会派結成

五月二十三日付け、会派『新都会』が結成されました。

七月一日現在の会派構成議員は次のとおりです。

○都フォーラム

代表 郷田 至 議員

谷内 秀春 議員

小林 歳男 議員

小倉 康生 議員

小俣 義之 議員

藤江 厚夫 議員

奥秋くに子 議員

堀口 良昭 議員

○ビジョン21

代表 熊坂栄太郎 議員

国田 正己 議員

武藤 朝雄 議員

○日本共産党

小林 義孝 議員

○公明党

谷垣 喜一 議員

○新都会

代表 杉本 光男 議員

内藤 季行 議員

杉山 肇 議員

水岸富美男 議員

○無会派

上杉 実 議員

米山 博光 議員

近藤 明忠 議員

小俣 武 議員

梶原 清 議員



ビス提供を行っております。  
利用状況につきましては、月曜日から金曜日までの週五日間開設しており、一日平均二十五名前後の要介護者が利用しております。

次に介護予防についてであります。  
本市の人口に対する年齢六十五歳以上の方の占める割合、いわゆる高齢化率は、平成十五年度末現在二十・六％で五人に一人が高齢者となっております。

また、将来的には、議員ご指摘のとおり、要介護者の大幅な増加が予想されておりますので、今後介護費用が増大し、介護保険財政が都留市のみならず、全国的レベルで逼迫してくることは必至であります。

そのため、市といたしまし

ては、介護保険財政の健全化と安定化を図るうえで、介護予防が最も重要な施策であるとの認識の中、すべての市民が心身ともに健康で生き生きと生きがいを持って暮らせる社会の実現に向けて作成した行動計画「ウェルネスアクションつる」に基づき、各種健康診査、健康教育、訪問指導を始め、いきいきサロン、リハビリサロン、ミニデイサービス等の諸事業を在宅介護支援センター、都留市社会福祉協議会などと連携・協力し、

実施しているところでありますが、地域間、事業主体等によりその内容や開催回数等に不均衡が生じている場面も見られております。

そこで、現在関係部署で協議会を設置し、総合的・統一的かつ普遍的な事業展開が行われるよう体系を整え、より効率的かつ効果的な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

## 文化芸術振興条例 について

**問** 公明党は、「文化芸術立国・日本をめざして」と

題して、二〇〇一年五月二日に政策提言を発表いたしました。六月には小泉首相に全国

より集まった署名を提出いたしました。こうした活動が実り十一月には「文化芸術振興基本法」が成立し、十二月より施行となりました。

以来三年連続で予算が増え、二〇〇四年度予算案は千六億円を確保しました。なかでも、子どもの文化芸術体験活動の推進は、二〇〇一年に比べ三・五倍増にあたる五十一億七千万円になっております。都留市におきましても、芸術文化振興基金事業として助成金をいただき第十九回東西古

楽のサマーセミナー&コンサート都留音楽祭が八月十八日より二十二日にかけて開催されます。また、ふるさと文化再興事業として助成をうけてこの度、都留市伝統文化保存委員会による「受け継がれる祭りの心・都留市」のDVDとビデオが完成いたしました。

こうした文化庁の事業や、文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）をより多くの人に知っていただくこうと本年五月二十三日にYAN（山梨アーティストネットワーク）主催による山梨文化芸術振興フォーラムが開催されました。

都留市の若いお母さんがボランティアで司会をしておりま



した。その席上、アーティストバンクの創設を県にお願いいたしましたところ、このほど県民文化ホールを管理・運営する「やまなし文化学習協会」が「山梨アーティストバンク」設置を決めました。プロ・アマチュアや年齢、性別、国籍を問わず登録でき、多くのアーティストが発表する場が増えることが期待されます。

本市におきましては文化協会を中心としてハートフルネット都留に現在、九十二団体が登録され活動しております。図書館事業、ボランティア活動を含めると、多くの市民の方々が活躍されております。文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し共生する社会の基盤となるものであります。

共に生きる社会の基盤の形づくり、まさしく小林市長が進めている協働のまちづくりに欠かせない分野となっております。

このような意味からも「都留市文化芸術振興条例」（仮称）

を設置していただき、市民憲章にある「文化都市にふさわしい豊かなまちを築きます。」との言葉がより身近になると考えますがいかがでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

**答** 文化芸術には、人々の創造力を育み、表現力を高め、自己実現を図るとともに、人々の相互理解や尊重しあう土壌を醸成し、多様性を受け入れることのできる心豊かな社会形成に寄与することが期待されています。

これまで、国の文化行政については、文化財保護法や著作権法など個別の事項に対する法律はありましたが、文化芸術全般にわたる法律はありませんでした。

そのため文化芸術の意義や国民の要望の高まりを背景に文化芸術の振興のための基本的法律制定の必要性が叫ばれ、平成十三年十一月、文化芸術振興基本法が国会に提出され、同年十二月七日に公布、施行されました。

本法律の目的は、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することにあります。

本市におきましてもこれまで自主的かつ主体的に特色あ

る文化芸術活動を推進するため、各種助成制度を取り入れ事業を実施してまいりました。

昨年は、芸術文化振興基金助成金などの事業補助が採択され、穂吉敏子ジャズオーケストラ・イン都留及び、東西古楽の真夏の祭典第十八回都留音楽祭を開催し、本年度は、県地域優秀芸術文化振興事業及びやまなみ文化振興基金助成金を活用し、市制五十周年記念事業としてペレスブレード楽団演奏会、市民第九演奏会二〇〇四、また、第十九回都留音楽祭などの開催を予定しているところであり、また、文化振興事業といったしましては、平成十四年度より県内市町村にさきがけ、文化庁のふるさと文化再興事業の補助を受け早馬町、下町、新町、仲町屋台、金山神社神輿の用具等の整備を行うとともに、都留市伝統文化保存実行委員会の協力を得て「都留市ふるさと歳時記」を受け継がれる祭りの心、都留市」のDVDを後世に伝える貴重な映像資料として作成したところであり、

十六年度におきましては、県文化財保存事業により、旧尾県学校校舎の保存修理、勝山城跡や長生寺絵画等の説明

板設置を予定しているところであり、

さらに、このたび「本物の舞台芸術体験事業」で「バレエ白鳥の湖」を本年十月二十七日東桂中学校において、開催の内定を文化庁より頂いたところであり、子ども達などが本物の芸術にふれることになりました。

なお、文化芸術を振興するにあたりましては、文化協会を始め各種団体、また、個人が行政と緊密に連携しながら、文化芸術振興という共通の目標に向かって取り組み、市民一人ひとりが生涯にわたり文化芸術に親しめる文化の香り豊かな、包括的な環境づくりに努めることが重要であり、その理念となる文化芸術振興条例の制定につきましては、今後、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 学校教育について

一点目は、学校施設のバリアフリー化についてお伺いいたします。

本年三月「学校施設のバリアフリー化等に関する調査研究協力者会議による報告書」

が文部科学省に提出されました。

一、「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」の一部改正に伴い、学校施設もバリアフリー化の努力義務の対象に位置づけられたこと、

二、障害者基本計画に基づく「重点施策実施五カ年計画」において、小・中学校施設のバリアフリー化の参考となる指針および事例集の作成が定められたことなどを受け平成十五年八月に本調査研究協力者会議が設置され、学校施設におけるバリアフリー化等の方針や計画設計上の留意点について検討が行われ発表となりました。

文部科学省はこの最終報告をもとに、学校施設のバリア



フリー化等に関する指針を策定し、各都道府県教育委員会、市町村教育委員会に送付する予定であり、事例集の作成等についても本年度に実施する予定になっております。

本市における学校施設のバリアフリー化およびユニバーサルデザインをとりいれた手法について、お聞かせください。

二点目は、こども一〇番の家についてお伺いいたします。

平成十五年五月の調査によりますと、全国で百四十二万ヶ所の子ども一〇番の家があります。先日下校の時、家まで二十分ぐらいかかる距離、トイレを我慢していた。と、聞きました。こうした時、子ども一〇番の家の方とコミュニケーションできる機会があれば、気軽にトイレを借りることができるとは思えないでしょうか。またいざという時、子ども一〇番の家に飛び込めることができると思われませんか。

子どもたちが安心して通学できる環境づくりに大変必要なことであると感じます。

教育関係につきまして、今後の取り組みをお聞かせください。

まず第一点の学校施設のバリアフリー化について

学校施設のバリアフリー化につきましては、障害のある児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮する観点から、車椅子でのトイレの使用を可能にするともに、階段等への手すりの設置など、学校の状況に応じたバリアフリー化に努めてまいります。

また、ユニバーサルデザインを取り入れた手法につきましては、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、誰もが暮らしやすい豊かなまちづくりを目指す、「都留市ユニバーサルデザイン指針」に基づき、小中学校のトイレの一部洋式化、また、廊下や特殊学級教室の床を柔らかい材質にするなど、ユニバーサルデザインにも配慮しております。トイレの一部洋式化につきましては、本年度、東桂小・中学校を改修することにより、全ての小中学校へ設置することとなります。

また、議員ご指摘のとおり、本年三月には、「学校施設のバリアフリー化等に関する調査

研究会議」の報告が、文部科学省に提出され、文部科学省では今後、この報告を基に「学校施設のバリアフリー化等に関する指針」を策定し、各都道府県教育委員会・市町村教育委員会等に送付する予定であるとともに、学校施設のバリアフリー化等に関する事例集の作成が、本年度に実施される予定となっております。

教育委員会といたしましては、この「指針」や「事例集」を参考に、障害の状況、学校施設の種類等に応じ、施設の改修時等に充分配慮しながら学校施設のバリアフリー化を推進してまいりたいと考えております。

次に、第二点の子ども一〇番の家についてであります。全国的に児童・生徒が犯罪に巻き込まれる状況が増加している昨今、本市では、児童生徒の学校内外及び、登下校時の安全を確保するため、市内全児童・生徒に「防犯ブザー」を携帯させるとともに、各地域の皆様の協力を得る中、子ども達が緊急避難できる「子ども一〇番の家」の設置が図られております。

また、学校では、不審者侵入時の危機管理マニュアルによる安全対策等を講じ、学

校・家庭・地域が一体となって子どもの安全確保を図っているとところであります。

お尋ねの「子ども一〇番の家」につきましては、現在、地域の方々のご協力を得て、市内に二百八十九箇所が設置され、子ども達の緊急避難の場として、子ども達が安心して通学できる環境づくりに重要な役割を担っております。

今後は、子ども一〇番の家の方々と通学中の小中学生とがお互いに挨拶を交わす「声かけ、挨拶運動」を推進し、子ども達が、トイレを我慢しないで一〇番の家を使用できるように児童生徒と地域住民がコミュニケーションを深めることで、防犯に役立てるほか、青少年の健全育成のために、学校・家庭・地域社会がより一層緊密な連携のもと、



地域をあげて子ども達を見守っていくことが重要であると考えております。

### 杉山 肇 議員

○ 予算編成システム (NPM) について

○ 新エネルギー ビジョンについて

○ 家庭教育について

### 予算編成システム (NPM) について

**問** 今、地方分権という方針のもと、政府の進めている三位一体の改革により、十六年度も国庫補助負担金の大幅な削減や廃止、また、地方交付税も対前年度比一兆二千億円、六・五%の大幅な縮減が示されております。さらに、景気回復も本格的とは言えず、地方税収も低迷を続けております。

今後も、国の財政再建優先策が取られる中、この流れは続くものと見られ、さらに、歳出に關しても市町村合併、介護保険事業、下水道事業などが中、長期的に財政に大きな影響を与えることが予想されます。

そのような背景の中、市長説明にもありましたように、

今、地方財政は大変な状況を見守り、向かえており、予算編成に大きな支障をきたしてはおりません。

都留市としても、これから先、財政の健全化を進めながらのさらに厳しい予算編成をしなければなりません。しかし、長期的な観点でみますと、今までのような緊縮型の一律カットという予算編成では限界があるのではないかと感じているところであります。

限られた財源の中、従来の手法では、たしかに財政の健全化は進むかもしれませんが、しかし、それが市民へのサービスや将来の町づくりを犠牲にして果たされたのであれば、本末転倒といわざるを得ません。

今、基金に依存する予算編成手法の抜本的な見直しと、職員の意識改革を図るために、民間の経営手法を取り入れた「ニュー・パブリック・マネジメント」通称NPMが注目されております。

一つの事例として、東京都の文京区での予算システムを紹介させていただきますと、まず、注目すべきところは、市民のニーズを一番感じている各部署が、自己決定、自己責任のもと予算を編成するという事です。一部の経費を除

いた全ての経費を各部署に配分し、そのため、財政課の予算査定も当然ながら廃止をしています。

また、予算は使い切るもの、という発想を打破する為、執行努力に対しては、インセンティブを与え、その結果、歳出削減に大きな効果をもたらしております。

まさに、限られた財源の中、自己決定・自己責任のもと、財源確保と組織・事業の見直しを行い、経営努力を図り、成果主義に基づき、真に必要な市民ニーズを早期に実現するという、ニュー・パブリック・マネジメントの本質を実行している素晴らしい事例であると思えます。

今後は、ますます財源が厳しくなっていく中、アメリカの大多数の州で採用されているサンセット方式や限られた財源をより市民ニーズに反映できるゼロベース方式など、抜本的な予算システムの改革が必要ではないかと思えますが、お考えをお聞かせいたします。

### 答

民間企業で活用されている「業績や成果による統制」、「市場メカニズムの活用」等を柱とする経営理念や手法を公的部門へ適用することにより、公共部門のマネジメン

トの革新を図ろうとする、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）は、いま、新しい公共経営論として全国の自治体で導入がされつつあります。

このNPM論の背景には、日本を含めた先進諸国における行政を取り巻く大きな環境の変化があります。

これは、マクロ経済の停滞、財政赤字・累積債務の増大などにより歳入制約がかつてなく強まった一方で、急速に進行する高齢化や経済社会の成熟化により、公共サービスの需要の増大や多様化が進展したことであります。

このような環境変化に直面した行財政改革論では、市民負担の上昇かあるいは公共サービスの削減かという二者択一の議論となりがちであります。

しかし、第三の選択肢である、経営革新により生産性の向上を図るNPM論は、市民負担を引き上げることなく、公共サービスの水準を維持するため、行政においても経営革新・経営改革のための考え方や手法を体系化することが求められております。

このような中で、本市の当初予算の編成に当たりまして

は、財政の健全化を念頭に置き、これまでの行財政改革の取組みを踏まえつつ、歳入の確保や経費の節減はもとより、従来の慣例にとらわれないこと、様々な角度から行政の目的を、達成するための手法を検討し、事務事業の見直しを行うとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うなど、努力と工夫を重ねてきたところであります。

これまで、歳出額の削減のための予算編成手法といたしましては、既存の事務事業につきましては、シーリング方式での事務経費のカット、新規事業につきましてはスクラップアンドビルド方式による既存事業の徹底的な見直し・廃止を行った上での新設など、歳出額の抑制・削減を図ってまいりました。

本年度は、給与関係経費、公債費、扶助費等の義務的経費、制度の新設・改正による経費、債務負担に基づく経費以外の一般財源が充当される経費を対前年度比五％削減すると共に、投資的経費につきましても、地方財政計画において地方単独事業費を平成二年度の水準まで引き下げるとの方針から、本市におきましても平成十五年度当初予算額

から五％削減し編成をいたしております。

なお、生活関連道路や河川、農林道の整備・改修等に係る工事費や委託料につきましても、担当部署に予算を事前に配分し、緊急性や正当性、住民要望等を十分に精査する中、事業の優先順位を担当部署において判断し、工事箇所を決定しております。

さらに、新規事業の創設や補助金の支出にあたっては、必ず終期設定をするなど、「サセット方式」の手法を一部取り入れた編成も行っているところであります。

また、これら従来からの予算編成手法に加え、「ニュー・パブリック・マネジメント」の手法を取り入れた、本市の行財政改革大綱に基づき、全ての部署において、全ての事務事業の事業内容や問題点、改善方法等を文書化あるいは数値化することにより、効果、必要性、緊急性を明らかにする「行政評価システム」を採用し、より市民満足度の高い、効率的かつ合理的な予算の算定を行っているところであります。

また、指定管理者制度などの民間委託による「競争原理」や市民参加による「協働原理」

を両輪とした、市民や事業者とのパートナーシップの構築にも意を注いだところであります。

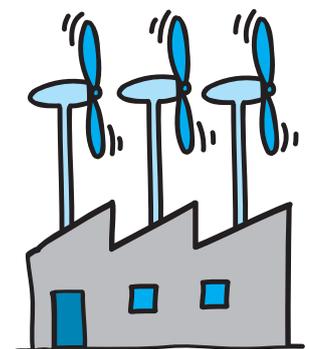
また、予算の執行におきましても、配当予算消化率による事務事業評価によらず、事業経費から、消耗品の購入や資料印刷等の事務経費に至るまでコスト意識を徹底し、最善・最大の事業効果を得られるよう全庁をあげて一層の努力を重ねているところであります。

今後、改革を進めるに当たりましては、先行した他の都市の事例を参考にしながらも、職員の資質・規模など本市と様々な違いを考慮に入れると共に、形式的な手法を取り入れるだけに終わらず、実際の行政経営にかされるような経営革新の理念や手法を確立し、予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

## 新エネルギー プロジェクトについて

問

今、世界各地で異常気象が頻発し、つい先日にも大洪水により多くの犠牲者が出たとニュースで報じておりました。日本においても、ここ数年、暖冬、冷夏が繰り返され、季節はずれといった



た話は後を絶ちません。そういう話題に触れるたびに、地球温暖化問題が私たちのすぐ近くにやってきたな、という思いを抱くのは、私だけではないと思います。

地球温暖化問題については、その過半が二酸化炭素によるものとされており、さらにその八十％が石炭や石油などの化石燃料の消費に起因するものとされております。

そうした中、一九九七年十二月に京都議定書が採択され、日本は、温室効果ガスの排出量を一九九〇年の水準より六％削減することを世界に約束しました。一時は、アメリカなどの対応によりその発効が危ぶまれていましたが、先日のニュースでロシアが京都議定書の批准を急ぐ方針を明らかにしたと報じておりました。いよいよ、その発効に向

けて、世界が動き出す可能性が出てきました。

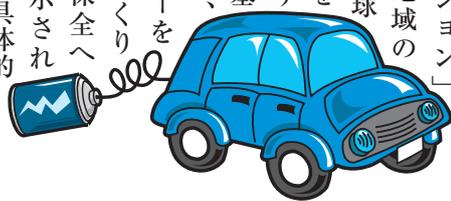
しかしながら、日本国内の二〇〇二年度の温室効果ガスの総排出量は、前年度比で二・二％増加し、一九九〇年の基準年より七・六％も超過しており、現時点から十三％以上も削減しなければならぬ、極めて厳しい状況となっております。

国においても、二〇〇二年に目標達成のためにより具体的な対策を示した、新しい「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、その中で、新エネルギーについては、さらなる推進を打ち出しており、その重要性は、今後益々大きくなると確信しているところであり

ます。

都留市においては、平成十五年二月に「都留市地域新エネルギービジョン」を策定し、地域の側からの地球温暖化対策を推進しております。その基本理念には、

「新エネルギーを活用した町づくり」と地球環境保全への参画」と示されており、その具体的



な内容も、十二分に評価するものです。

そこでお伺いいたしますが、新エネルギー導入重点プロジェクトの推進計画では、新エネルギーの導入促進について、短期・中期・長期と分けております。とくに短期計画では、新エネルギービジョン策定後、二年から三年で導入を図るとなっております。重点施策五項目のそれぞれの現在の状況をお聞きいたします。

**答**

今日、エネルギー資源の大量消費が引き起こす地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など、地球規模で進行する環境問題に直面しております。

このような中、平成十三年六月に、我が国は温室効果ガス削減を定めた「京都議定書」を締結し、二〇〇八年から二〇一二年の五カ年間の目標に一九九〇年の温室効果ガス排出量の基準値から六％の排出量の削減を目標としておりますが、議員ご指摘のとおり、すでに、二〇〇二年度の温室効果ガスの排出量は、二・二％増加するなど、目標達成はかなり厳しい状況にあります。

本市では、人類史的ともいえる劇的な変化の中、目指

すべき地域社会像のひとつに「持続可能な定常社会」を掲げ、

また、五つの行動計画のひとつとして「環境にやさしいまちづくりグリーンアクション・つる」を位置付け、平成十一年四月に「都留市環境保全行動計画」、同十三年三月には「都留市地球温暖化対策実行計画」を策定し、エネルギー等の使用量の削減や低公害車の導入、さらに、リサイクル用品の購入などのグリーン購入などを促進すると共に、住宅用太陽光発電システム設置補助制度や家庭用生ごみ処理機設置補助制度を創設するなど、諸施策を推進してまいりました。

さらに、平成十五年二月には、地球環境に優しいクリーンな新エネルギーである太陽光、バイオマス、燃料電池、また、地域特性を生かした自然エネルギーである小水力等の賦存量を調査し、都留市における新エネルギー導入の促進及び新エネルギーへの意識啓発を図るため、「都留市地域新エネルギービジョン」を策定いたしました。

この中で、太陽光、水力などのエネルギーが有望視され、これらを活用した五項目が重

点プロジェクトとして取り上げられております。

この内、太陽光につきましては、いきいきプラザ内の福祉作業所に太陽光発電システムを設置するなど、公共施設での先導的活用プロジェクトとして取り組むと共に、個人住宅への導入につきましても、都留市住宅用太陽光発電システム設置補助制度を平成十一年度より開始し、その支援に努めており、昨年度は二十八件の利用があったところであります。

また、クリーンエネルギー自動車導入につきましては、自動車として、ハイブリッド車三台を導入しているほか、リースにより導入いたしております。低排出ガス車となっております。

この他、啓発・社会教育用のモデル設備の設置につきましても、昨年度、禾生第二小学校に、グリーン電力基金の環境教育目的発電設備助成制度を活用して、最大五十五Wの風力と太陽光発電によるハイブリッド太陽灯を設置し、

また、本年度は、都留文科大駅前駅の「駅前広場」整備に伴い、環境省の補助事業を導入し、風力と太陽光発電によ

るハイブリッド時計台一基、照明二基を設置することといたしております。

本市において、利用可能なエネルギーとして、最も有望視されるマイク口水力発電につきましても、昨年より、市役所前を流れる家中川で、信州大学工学部環境機能研究室と谷村工業高校とにより、サポニウス型水車による実験が行われており、また、新たに、千葉工業大学の林友直先生によって、鯨の生態観察用に開発された鯨力発電機の実験も計画されるなど、家中川の流速と水量に多くの方々から関心が寄せられております。

また、現在、庁内に職員による専門班を設置し、家中川を利用し、マイク口水力発電機による市役所の自家発電設備の導入について、本年度中



に実現できるよう諸準備を進めているところであります。

今後、新エネルギービジョンで定めております重点プロジェクト項目の達成を目指すとともに、新たな視点からの新エネルギーの導入にも柔軟に対応しながら、環境の持続と経済活動が両立し、人と環境が持続的に共生する社会の実現を目指し、努力を重ねてまいりたいと考えております。

## 家庭教育について

**問** いうまでもなく、家庭は社会を構成する基盤をなすものであり、そこでの教育は、一生涯にわたって人間が生きていく上での基礎を形づくります。しかしながら、近年、子育ての環境の変化や家庭の教育力の低下が指摘され、テレビなどでは、家庭でのしつけや子育てをめぐるトラブルがたびたび見聞きされるようになってきています。

つい先日、長崎で衝撃的な事件が起きました。私も同世代の子供を持つ父親として大変なショックを受けました。黒磯の事件以来、子供たちの凶悪な事件には、こころが痛みます。

それぞれの事件には、それぞれの要因があつてのことと思いますが、いわゆる家庭の教育力が低下し、家庭の機能が喪失されていることに起因しているのではないかと思うわけであります。

こうした状況の中で、市民一人ひとりが、家族の一員として、また地域の住民として、家庭での教育を充実させるよう努力することが必要であるとともに、行政機関をはじめ関係者の積極的な取り組みが求められていると思います。

そこでまず、この問題を考えるのに必要なことと思えますので、お伺いいたします。都留市として「しつけの実態」や「しつけや家族に関する意識」あるいは、「子供を取り巻く環境」などについての実態調査が行われているでしょうか。

もし無ければ、県または、



国における数字があればお聞かせ頂きたいと思えます。

平成十三年に社会教育法が改正され、教育委員会の事務として、家庭教育に関する学習機会を提供するための講座の開設等の事務を明記されましたが、都留市の教育委員会での取り組みは、法改正によりどう変わったのかお聞きいたします。

また、公民館学級での、家庭教育学級が姿を消してしまっているようですが、どういう訳でしょうか。

本来、家庭教育というものは、体系的、継続的な学習が計画的に行われなければならないと思えます。

今年三月、文部科学省から、家庭教育支援についての報告書が出され、子育ての現状を分析し、家庭教育を支援する上での今日的な課題が示されており、都留市として、これにどう対処しようとしているのか、お聞きいたします。

**答** 家庭教育は、乳幼児期の親子のきずなの形成に始まる家族との触れ合いを通じ、生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、全ての教育の出発点と考えております。

しかしながら、近年、家庭

においては、日常の生活におけるしつけや感性、情操の涵養など、本来、家庭教育の役割であると考えられるものが学校にゆだねようとする傾向が指摘されております。

加えて、都市化や核家族化などにより地縁的つながりの中で子育ての知恵を得る機会が乏しくなったことやマスク・ディアの影響等による人々の価値観の大きな変化に伴い、親の家庭教育に関する考え方も変化が生じ、無責任な放任や過保護、児童虐待が見られたり、モラルの低下など家庭の教育力の低下が指摘されており、

まず、お尋ねのしつけなどについては、平成十二年三月青少年プランの策定の過程で、市内の中学生や高校生六百九十八人から青少年と家庭、青少年と学校などに関する調査を実施しております。

その後、平成十四年五月にも子育て支援計画(エンゼルプラン)を策定するため、小学校三年生以下の子どもを持つ保護者三千百五十三人(世帯数二千百三三帯)を対象に「子育てに対する不安や悩み」について調査が行われ、二千五百人の方から回答をいただきました。

「子どもの遊ばせ方やしつけについて」父親は三十八・二%、母親は五十五・四%の方々が悩みを抱えているとの回答が得られております。

次に、家庭教育に関する学習機会を提供するための講座の開設等の事務についてであります。

家庭教育は、子どもの命を守り、心や体を養い、文化・道徳・習慣などを伝え、次代を育む重要な役割を担っており、平成十三年七月の社会教育法の改正により、家庭教育に関する講座等の実施及び奨励の事務を教育委員会の事務とすることが明記されております。そのため本市では、これまで保育学級として「就学時健診等を活用した子育て講座」、親子のふれあいをテーマにした「思春期の子どもを持つ親のための子育て講座」、さらに、「妊娠期子育て講座」を開設し、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供などに取り組んでおります。

次に、公民館学級での家庭教育学級についてであります。公民館学級は、昭和五十年に開設以来、市民の文化振興や生涯学習の中核としての機能を果たしており、今年度は「公民館学級」に十九学級を開

設し二百五十九名の学級生、「自主学級」には九学級を開設し二百三名の学級生、老人大学は百二名が入学しそれぞれの目標に向かい活動に取り組んでおります。

家庭教育学級につきまして、平成十年に市民委員会として認定されました「家庭教育振興研究委員会」の報告書や市内小学校の保護者を対象としたアンケート調査などから家庭教育講座の重要性が浮かび上がり、そのため、県内、市町村に先駆け策定いたしました「青少年プラン」の中に位置づけ、現在、各地区において家庭教育講座を開催しております。

その内容は、子どもの心理、子どもの家庭学習、親の条件について元教育関係者が講師となつて行つており、青少年プラン施策体系により計画的に実施し、青少年の問題行動を未然に防止し、家庭の役割や親子のふれあいをこの講座を通し、学んでいただきたいと考えております。

次に、家庭教育の支援についてであります。

家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力・豊かな情操・他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本

的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものと認識しております。

このような家庭教育への支援をめぐる最近の主な動きを振り返ると、まず平成十年六月の中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育のあり方について」では、今日の家庭における教育の問題が座視できない状況になってきていることを踏まえ、国として家庭におけるしつけのあり方や家庭教育の充実について提言が行われております。

その後、昨年七月には、少子化対策基本法及び次世代育成支援対策推進法が成立し、少子化対策の観点から、国、地方公共団体、企業などが一体となつて家庭教育支援に取り組みが求められております。議員お尋ねの、都留市としての対処についてであります。五月十七日、県教育委員会から「家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会の報告書」を受けたところであります。

その中で、家庭教育支援の主な今日的課題として「すべての親を対象とする家庭教育

支援」「社会全体による家庭教育支援」「地方公共団体の主体性を発揮した家庭教育支援」の三つの主要課題が示されており、今後、この問題につきましては、健康・福祉・教育分野など全庁的な枠組みでの取り組みが必要不可欠であると考えられますので、その体制作りを進め対応してまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 小林 義孝議員

#### ○三位一体改革

について

#### ○フルインター事業の前倒し着工を

市立病院で子宮がん

#### ○職員の異動時期

の検診の実施を

の変更を

### 三位一体改革

について

**問** 市長は所信表明のなかで、「三位一体改革は、

地方自治体が地域の総合的な行政主体として、自主的・自立的な判断に基づき、住民の身近な行政を効率的に処理することができるよう、受益と負担の関係を明確化し、地方

が自らの権限と責任と財源で賄う割合を増やす方向で進められるべきであり、その実現には十分な権限と税財政基盤の確立なしには不可能であります」と述べ、「今後、国に対し、補助金等の削減が先行することなく、税源移譲と一体となつて推進することを、市長会等を通じ、強く求めてまいります」と、決意を述べています。

この数年、地方財政は国の補助金削減策によつて年々厳しくなり、特に今年度は大幅な地方交付税の縮減が行なわれ、大きな打撃を受けました。この際、地方分権の名の下に進められている「三位一体の改革」について、実際に即して検討することが求められていると思ひます。結論的に云えば、「三位一体の改革」と言いながら、現実に行なわれているのは、第一に、国から地方への財政支出を削減し、福祉・教育など住民サービスの水準を切り捨てていること、

第二に、地方・農村部から都市部に財源を集中するものであり、地方・農村部では市町村合併とあいまつて、自治体をまるごと切り捨てるとともに、都市部では「都市再生」に集中的に財源を投入しよう

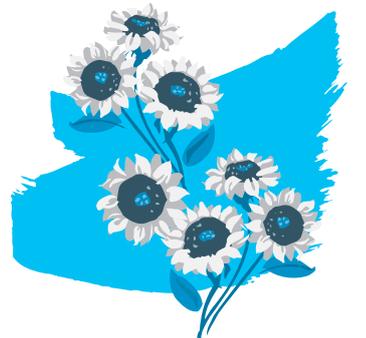
としていくことです。

税源移譲といつても、そもそも都留市でも税源などありません。こうしたなかで交付税・補助金を削られることは受け入れられる方策ではありません。私はなによりも、ナショナルミニマムについて、財政的には国が責任を負い、具体的な施策については地方自治体が責任を負うというのが当たり前の役割分担だと思います。こうした立場にたち、国に対しては何にもまして地方交付税や補助金の削減に反対する、この一点で強く迫るべきだと思ひます。

あらためて、市長の認識を問うものです。

**答** 三位一体改革の初年度である平成十六年度において、一兆三百億円の国庫補助

負担金の廃止・縮減が行われる一方、平成十八年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うことと



し、それまでの間の暫定措置として、平成十六年度において所得譲与税を創設し、所得税収の一部を地方へ譲与することとされました。

しかし、地方交付税や臨時財政対策債等の大幅な削減が行われるなど、国の財政再建のみが優先され、三位一体の改革にはほど遠い内容となっており、地方公共団体の予算編成に多大な影響を及ぼす事態となりました。

このような中、全国市長会におきましては、本年四月に「国庫補助負担金の廃止に当たっては、同時に基幹税による税源移譲を確実にを行うこと」、「地方交付税については財源調整と財源保証の両機能を強化しつつ、必要な財源を確保し、一方的な削減は行わないこと」などの四項目を国に対し緊急アピールを行ったところであります。

また、五月には全国知事会などの地方六団体によって「地方財政危機突破総決起大会」が開催され、三位一体改革に地方の声を反映させることを求める緊急決議が採択され、政府や衆参両院の国会議員に要請行動が行われたところであります。

さらに、六月九日開催され

た全国市長会の総会においても、三位一体改革の全体像や工程表を早急に提示することや基幹税による本格的な税源移譲の実施などの緊急決議を採択し、国に対し強く要請を行ったところであります。

私たちが政策決定を行う場合、今を生きる人々の要望や要求に応えるという横軸と、私たちをかく与えてくれた先祖、また、やがてこの世に生まれてくる子孫に対する責任と期待という縦軸の二つの立場に立った判断が求められております。

ただ今さえ良ければいいと言うのではなく、歴史の中継ランナーとしての自覚と責任を持つことが必要であります。

その視点から見れば、財政総額抑制の議論はやむを得ないとしても、ナショナルスタンダード（標準的行政サービス）の基準をどこに置くのかという原点にかえっての論議なしに、モラルハザードをもたらしているとして、交付税の財源保障の役割を廃止しようとする動きや国の財政再建だけを優先する補助金の削減は容認できるものではありません。

三位一体改革は、地方分権の理念に基づき、地方の権限と責任を大幅に拡大することに

より、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、住民の意向に沿った財政運営を可能とする改革でなければなりません。

今後も、国における制度改正の動向に注目し、全国市長会等あらゆる機会を通じて国に対し強力に働きかけてまいりたいと考えております。

## フルインター事業 の前倒し着工を

**問** フルインター建設事業の概要が明らかにされました。

県が事業主体ということと、女性センターで開かれた説明会で県から作業スケジュールも同時に発表されました。

都留インターは、初めは四分の一、次は二分の一、ハーフインターが今回ようやくフルインターというふうに、他には見られない拡充の経過をたどりました。市民が求める地域に密着した公共事業ということで、拡充が認められたものと思います。ところが、待たされた割に、県が説明した今後の作業スケジュールは時間のかげすぎという気がします。今年度が測量、予備設計、来年度が詳細設計と用地測量、買収で、再来年度にようやく



工事着手、完成・供用開始は平成二十一年になるといいます。十数年来のテーマですから、地域の関係者、とりわけ地権者は待ち受け態勢にあるのではないのでしょうか。また、せっかくの事業の、事業自体の経済効果と供用開始後の利便性や経済効果などを考えれば、早いにこしたことはないと思います。

この際、県に対して作業スケジュールを詰めるよう要請するとともに、市が担当する作業はできることから手をつけるという構えで進め、一刻も早い供用開始をめざすべきではないでしょうか。

**答** 都留インターにつきましては昭和四十六年に大月方面への乗り入れのみが可能

なインターチェンジとして供用開始され、その後、昭和五十九年には大月方面から降りることも可能なハーフインターとして整備され、地域の経済発展、人や物の交流の拡大や地域文化の成熟に貢献してまいりました。

しかし、富士吉田・静岡方面へのアクセスがないため、大変不便な状況が続き、フルインターの必要性が叫ばれ、先人達により三十年以上にわたる、たゆまぬ設置要望の活動を続けられてまいりました。その努力の結晶として、昨年十二月の国幹会議におきましてその整備が決定されたことは、本市の将来に大きな希望をもたらすものであります。決定以来、早期着工を目指して積極的に活動を進めてきたところ、本年四月二十八日に国土交通省が山梨県に対しフルインター化のために必要な高速道路への連結許可を、また、日本道路公団にも事業着手の施行命令を出したことから、五月二十五日には市内全地区の自治会長を通じて、広く市民に呼びかけを行いその概要の説明会を開催し、事業

への協力を要請したところでありあります。

今後はインター周辺住民の皆様にもさらに説明会を開催するとともに、本年度より、現地の測量や概略設計に着手し、さらに用地の確保から工事着工へと連続した作業を予定しているところでありあります。

本事業の主体は山梨県であるとはいえ、用地買収や周辺市道の整備など地元自治体として取り組むべき問題も多数存在しており、今後、県市一体となり早期完成のため全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

## 市立病院で子宮がん 検診の実施を

**問** 広報四月号に「子宮がん検診の受け方が変更になります」という記事が掲載されました。内容は、昨年度まで健康推進課に申し込んで受診していたものが今年度から指定医療機関に直接申し込めば受診できるように変更されたというものでした。ところがこの記事の指定医療機関一覧表の中に、わざわざ「都留市立病院では受診できませんのでご注意ください」と赤い下線を引いて書かれていました。子宮がん検診を受けに富

士吉田に行くという話は以前から聞いていましたが、市立病院に産婦人科ができて、そういう事態は解消されたと思っていました。しかしこの記事を見ますと、そうではないようです。



現在、市内に指定医療機関は一つしかありません。一つでも、さばき切れればよいのですが、担当課によれば平成十四年度九百二十四件、十五年度九百七十五件という受診者数だそうですから、先ほど言ったようにどうしてもさばききれず、多くの人が富士吉田へ行くこととなります。これだけの受診者があれば、市立病院が指定医療機関になっても開業医の経営を脅かすことはないのではないのでしょうか。市立病院も指定医療機関

がんの治療や治療には、予防に関する知識の普及や早期発見が重要な課題であることから、本市においては、生活習慣病である肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を実施しているところでありあります。

## 答

わが国においてがんは、総死亡の約三割を占めており、がんによる死亡率は現在も増加傾向にあります。がんの治療や治療には、予防に関する知識の普及や早期発見が重要な課題であることから、本市においては、生活習慣病である肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を実施しているところでありあります。

お尋ねの子宮がん検診については、早期治療を行えばほとんど治癒すると言われており広報などを通じ、早期発見の重要性を市民に周知を図ってきた結果、年々その受診者は増加してきており、平成十五年度には九百七十五名の方が受診し、うち約三十四％にあたる三百三十三名の方が市内の指定医療機関で受診しております。

受診方法につきましては、一次検診を一次検診機関(子宮がん検診指定医療機関)で行い、

一次検診の結果、精密検査や治療を必要とする方は、都留市立病院など精密検査機関で受診を行うことが従来からの原則となっております。

しかしながら、市内に受診可能な婦人科を有する医療機関が複数あるのにもかかわらず、全ての医療機関で受診することができない状況は、受診者に対するサービス利用の公平性や利便性の観点から好ましいことではないと思われ

ますので、山梨県及び山梨県産婦人科医会に対しいずれの病院であっても指定医療機関になれるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

## 職員の異動時期 の変更を

**問** 近年、役所の事務はほとんどパソコンで行なわれています。このことが四月の職員の配置換え、人事異動の時期に手書きで事務をしていた時には見られなかった新たな引継ぎの困難を生じさせているようです。それは職種によるパソコンのシステムの違いからそれぞれが仕事とは別に新しいシステムを理解しなければならぬ、そしてそれが自分の頭のアエを追う

のに必死で、後任者に引き継ぐ、仕事を教える余裕がないからです。内示から異動までの時間は限られています。年度始めで新しい事業も知らなければなりません。さらに前任者の仕事の決算事務もしなければなりません。どれもこれもパソコンのシステムを使えることが前提の作業です。作業に遅滞が生じれば迷惑をするのは市民です。

このように役所の仕事の条件が変わってきたなかで、人事異動の時期を変えることが検討課題になってきているのではないかと思います。こういう意見は以前からありましたが、パソコンの導入で、それがより切実な問題になってきているように思われます。職員の人事異動は出納閉鎖・決算事務を終わり、六月議会が終わった後、七月一日が適当かと思えます。検討を求め、市長の見解を問うものです。

## 答

職員は常に、それぞれ与えられた部署で職務の根本基準に基づき、職務の遂行にあたり、全力を挙げて専念しなければならぬことは言うまでもありませんが、年度末の三月は事務事業の総まとめと、新年度の新たな体制づくりに向けて大変重要な時で

あり、普段以上に緊張感を高め、自覚と責任を持ち職務に精励しなければならぬ時期であります。

議員ご質問の「定期人事異動を七月一日にするよう検討を」とのことではありますが、定期人事異動は、年度の節目である四月当初に行う事が基本であると認識しております。

今日まで、職員の人事異動につきましては、職員の「希望と意見」を尊重し、その反映に努力すると共に、各課のバランス等を考慮する中、最小限の異動に心がけ、年度当初の事務事業に支障をきたさないよう実施してまいりました。

ご承知のように、定年退職者は六十才になった最初の三月三十一日が、退職日と定められており、その退職者の後任人事は速やかに行われることが原則であります。

仮に、七月に定期人事異動を実施する場合も、職員に対し不利益を被ることがないよう十分考慮して行かなければなりませんので、四月一日の昇任・昇格に伴う人事は、当然実施しなければならないと考えております。

このことから二回の人事異動を実施しなければならない

ことになり、その実施は非常に厳しいものがあると考えます。

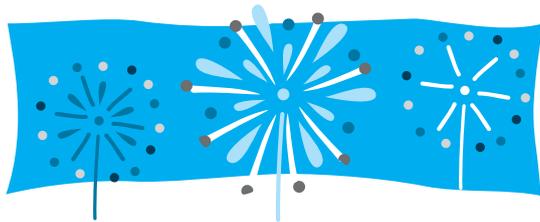
また、近年のマルチメディア技術の進歩とインターネットの普及を主な要因とする高度情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、本市におきましては、行政の透明性を確保すると共に、業務の効率化により、サービスコストの低減を行い、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、パソコン等による各種システムの構築・運用によるIT化を推進しているところであります。

なお、各課の業務形態により様々なシステムが運用されており、スムーズな事務引継ぎを行えるようにするため、平成十五年二月策定いたしました「第三次都留市行財政改革実施計画」における新しい行政手法の一つとして、「業務手順管理システム」の構築を昨年度から進めているところであります。

このシステムは、ISO9000シリーズ（国際標準化機構の「品質保証のシステムが確立できているかを問う規格」）に準じた「業務手順書」を作成することにより、事務

の開始から終了までのプロセスを、根拠となる法令・決裁区分・発生する文書名・情報公開の可否等を明示し、フローチャート化したもので、これにより職員間の責任の所在を明らかにし、誰が担当しても、同じ事務処理を行い、同じサービスを提供することにより、異動後の事務引継ぎを円滑に行い、市民の皆様にご迷惑をお掛けしないようにするものであります。

今後、さらにこのシステムの内容の充実を図ると共に、出納閉鎖などの会計事務や決算業務等の迅速で円滑な事務事業の推進に資する、財務会計システム等の構築に努めてまいりたいと考えております。



## 政治家の寄付は禁止 有権者の寄付要求も禁止

### 1 政治家の寄付禁止

政治家（候補者、候補者になるうとする者および現に公職にある者）は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。



### 2 政治家に対する寄付の 勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。



### 3 後援団体の寄付の禁止

後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。



### 6 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。



### 5 あいさつを目的とする 有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。



### 4 年賀状等の あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状（答礼のための自筆によるものは除く）を出すことが禁じられています。



# 意見書案を可決



議員提出意見書案を原案のとおり可決し、政府等関係機関に送付しました。

議員提出意見書第三号

## 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための意見書

政府は、国の財政再建方針ともあいまって、国庫補助・負担金、地方交付税、税源移譲の「三位一体」改革の論議の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しをすすめています。義務教育費国庫負担金制度は、憲法の要請を受け、昭和二十八年以来制度化され、国の責任として子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の義務教育を保障するものとしてきわめて重要な制度です。税源移譲されれば義務教育費国庫負担制度は廃止して構わないとの指摘がありますが、全都道府県に税源移譲されたとしても、現状の国庫負担金を下回ることが十分に予想されます。そして、多くの県では財源が確保できずに「四十人学級」など現在の教育条件の維持すらも危惧され、また、県の財政を圧迫しひいては市町村財政にも影響を与えることにもつながるおそれがあります。義務教育費国庫負担制度が維持されなければ、義務教育の推進に重大な影響を及ぼすことが必至であり、特に、山間地の多い山梨県においては、その影響は図りられません。

また、見直しの中で、学校事務職員・栄養職員の適用除外も検討課題として取り上げられていますが、これは、義務教育制度の根幹にふれるものであり、学校運営にも大きな影響を及ぼすものです。

よって、教育の機会均等が引き続き確保され義務教育費国庫負担制度の現行水準を堅持するよう義務教育費国庫負担制度を「交付金化」「一般財源化」する措置、学校事務職員・学校栄養職員を国庫負担の対象外とする措置に対し、断固反対するものであります。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成十六年六月二十五日

都留市議会議長 上 杉 実

提出先 文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

議員提出意見書第四号

## 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は、平成十六年度末で期限切れを迎えるが限られた期間内に緊急に整備すべき事業が数多く残されている。

また、近年の地震災害に伴う教訓、社会環境の変化、地震防災対策強化地域の拡大及び中央防災会議における東海地震対策大綱の決定などに伴い、公共施設の耐震化、各種防災資機材整備等をより一層推進する必要が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月二十五日

都留市議会議長 上 杉 実

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)、消防庁長官、林野庁長官

### 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされるところであるが、本市の地域経済は未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成十六年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成十六年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る六月四日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」が閣議決定されたところであるが、住民が安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府及び国会においては、二年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求める。

#### 記

- 一 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。
- 特に、地方交付税総額は、平成十五年以前の水準以上を確保すること。
- 二 税源移譲については、平成十七年度において基幹税による三兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
- 三 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
- 四 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月二十五日

都留市議会議長 上杉 実

#### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済財政諮問会議

### 請願・陳情の提出方法

市議会へ請願、陳情を提出しようとする方は、次の要領で提出してください。

- (1) 件名・要旨及び理由を記載してください。
- (2) 提出年月日、申請者の住所、氏名（法人の場合は、その所在地及び代表者氏名）を記載し押印してください。
- (3) 請願書には、その表紙に紹介議員の署名、押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。
- (4) 道路、河川、水道など場所に関するものについては、案内図や略図等を必ず添付してください。
- (5) 請願、陳情はいつでも受け付けていますが、なるべく定例市議会開会日の四日前位までに提出してください。なお、定例市議会は三月、六月、九月、十二月の年間四回開会されます。
- (6) その他不明な点については、議会事務局へお問い合わせください。

（表紙） 請願書の様式 (四三) 一一一 内線 三〇〇・三〇一

〇〇〇に関する請願書

紹介議員〇〇〇〇 印

（本文）

件名 〇〇〇に関する請願

（請願の趣旨）

右地方自治法第二百二十四条の規程により提出します。

平成〇年〇月〇日

請願者 住所・氏名 印

都留市議会議長〇〇〇〇様

# 人事案件

議員から選出する

監査委員に

上杉 実氏

六月二十五日の本会議で、議員のうちから選出する監査委員に上杉実氏が満場一致で同意されました。

○都留市鹿留一〇一

上杉 実

昭和九年八月二十日生

固定資産評価員に

小林 民夫氏

六月十一日の本会議で、固定資産評価員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で小林氏が同意されました。

○都留市田野倉七八一番地二一

小林 民夫

昭和二十一年一月二十日生

固定資産評価審査

委員会委員に

小幡 宗明氏

六月十一日の本会議で、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で小幡氏が同意されました。

○都留市朝日曾雌

一八八三番地

小幡 宗明

昭和二年七月十六日生



大月市賑岡町所在、奥山外四施業区  
恩賜真有(恩賜林)

奥山外四恩賜県有財産保護組合議会議員

田野倉六六八 中村 邦彦

田野倉一四四七 野田 良治

田野倉七五二の一 都倉 史朗

大月市真木所在、野脇施業区  
恩賜県有(恩賜林)

野脇恩賜県有財産保護組合議会議員

小形山六八四 堀内 政春

小形山一八一 日向 泉

小形山一六四二 堀野 義春

永年勤続議員の表彰

上杉 実議員

このたび、全国・関東・山梨県の各市議会議長会会長から、永年にわたり市政発展に尽くされた功績により二十年勤続議員として、上杉実氏に表彰状と記念品が送られました。



# 議会日誌

4月

7日(水)○都留文科大入学式  
15日(木)○第231回山梨県市議会議長会定期総会

(富士吉田市)

22日(木)○関東市議会議長会

第70回定期総会

(大磯町)

26日(月)○市町村議会議長会議

(甲府市)

29日(木)○都留市制50周年

記念式典

5月

10日(月)○平成16年度山梨県中部

横断自動車道建設促進

期成同盟会・山梨県

中央自動車道拡幅整備

促進期成同盟会通常総会

(甲府市)

11日(火)○全国自治体病院経営

都市議会議長会第32回

定期総会

(東京都)

6月

14日(金)○リニア中央エクスプレス

建設促進山梨県期成

同盟会平成16年度総会

(甲府市)

20日(木)○都留市・道志村合併

問題研修会

(甲府市)

21日(金)○都留フルインター建設

促進特別委員会

(東京都)

25日(火)○第80回全国市議会議長

会定期総会

(東京都)

26日(水)○市議会議員共済会

代議員会

(東京都)

6月

1日(火)○都留市・道志村任意

合併協議会(第二回)

(一般質問)

7日(月)○議会運営委員会

11日(金)○六月定例会(開会)

17日(木)○六月定例会

21日(月)○総務常任委員会

○社会常任委員会

22日(火)○経済建設常任委員会

25日(金)○六月定例会(閉会)

